

## 保育所入所に係る注意・確認事項

チェック	項目	説明
	入所申込の有効期間について	本日 <b>令和 年度 月</b> 入所を申請しています。 本日の申請は、 <b>令和 年度 月</b> 入所まで審査の対象になります。年度内初月入所を含む6ヶ月間審査の対象となります。
	私立認定こども園の申込について	<b>令和 年 月 日</b> までに同意書を施設に直接提出してください。
	申請書類について	一度提出し受理された書類は、返却することはできません。
	選考結果の通知について	審査結果は、 <b>毎月10日前後</b> に郵便にて発送します。 (郵便が到着する日は郵便事情により異なります。) 電話での問い合わせにはお答えできません。
	住民票所在地について	東広島市民として保育施設を利用する児童及びその保護者が、入所月1日時点で東広島市の市民でない場合、入所できません。また、転出される場合も手続きが必要となりますので、保育課までご連絡ください。
	きょうだいの同時申込について	きょうだいで同じ保育所を希望している場合、一方の児童の入所決定後、入所が決まらなかった児童は、翌月の入所審査からは先に入所した児童と同じ施設のみを希望施設として調整します。
	育児休業に係る入所申込申請書について	裏面の誓約書の内容に変更が生じる場合は、手続きが必要です。入所決定後に裏面の内容と相違があった場合は、内定取消し又は退所となります。
	保育料について	3歳以上児クラスの保育料は無償となります。3歳未満児クラスの場合、保護者の市町村民税額によって保育料を算定します。保育料の額は入園決定後、入所月の前月末頃に通知します。
	副食費について	3歳以上児クラスの副食費は別途徴収となります。免除の対象となる場合は、入所月の前月末頃に通知します。
	転所について	転所が決定した場合、辞退はできません。転所希望を取り下げる場合は、転所希望月の前々月の末日までに保育所(園)変更申込取下書を提出してください。
	前年度の入所申請について	前年度( <b>令和 年度</b> )の入所申請において入所決定した場合は、前年度の入所決定が優先され、4月入所については自動的に取下げとなります。

上記について説明を受けました。

**保護者氏名：**

東広島市長 様

育児休業に係る入所申込誓約書

保護者	氏名	(ふりがな)
	住所	東広島市
児童	氏名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日生
児童	氏名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日生

現在の保育所利用に係る意向について、①～③の該当のいずれかにチェックをしてください。

①  直ちに復職を希望する。

※育児休業復帰日以外で入所日は原則各月1日です。育児休業復帰日に入所する場合は、職場復帰日である月途中の日付が入所日になります。

※ただし、入所希望月の翌月以降で入所決定した場合、必ず入所日は各月1日となります。

- 申込児童の入所が決まった場合は、**入所した月内に育児休業から復帰**します。
- 職場に復帰したことを証明するため、復職証明書を復帰後1か月以内に東広島市保育課に提出します。
- 退職（転職含む）した場合等で復帰をしなかった場合や復職証明書を期限までに提出しなかった場合は、保育利用について内定取消し又は退所となります。

②  希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。

※当該項目を選択した場合、調整指数が減点となります。

③  （3歳児以上の申込児童のみ）育児休業中の入所申込を希望する。

- 入所した月の属する同一年度内に職場に復帰します。
- 復帰後は、職場に復帰したことを証明するため、復職証明書を復帰後1か月以内に東広島市保育課に提出します。
- 年度内に復帰しなかった場合や復職証明書を期限までに提出しなかった場合は、保育利用が取り消され、保育施設を退所となることがあります。